

大阪府営公園指定管理優良業務表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪府営公園指定管理業務において、指定管理者が行った優良な取組みを表彰することにより、指定管理者相互の啓発を図り、サービスの向上等に資することを目的とする。

(対象期間)

第2条 表彰の対象期間は4月1日から3月31日までの1年間とし、毎年度表彰することができる。

(表彰権者)

第3条 この要領に基づく表彰権者は、知事とする。

(表彰の対象)

第4条 表彰は対象期間において、次の各号に該当する指定管理者の取組みの中から、特に優れた取組みに対して行うことができる。

- (1) 他の模範となるような普遍性のある取組み
- (2) 先進性のある取組み
- (3) その他特筆すべき優れた取組み

(表彰の決定)

第5条 土木事務所長は、所管する公園の指定管理者の取組みの中から、この表彰の対象とすることがふさわしいと認めたものを推薦する。

2 知事は、推薦のあったものについて、大阪府都市公園指定管理者評価委員会の意見を聴いて、表彰を決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状を授与して行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。